

2024年度公益財団法人日本台湾交流協会日本奨学金留学生（学部留学生）募集要項

2023年7月
公益財団法人日本台湾交流協会

公益財団法人日本台湾交流協会（以下、協会）は、日本の国立大学において学部留学生として勉学する台湾からの留学生で、奨学金の受給を希望する者を下記により募集する。この奨学金に申し込む場合には、7月3日から7月28日の間に募集している「2023年度第2回日本留学試験」を受験する必要があるので注意すること。

記

1. 募集分野

学部留学生として日本での勉学を希望する者については、以下の（1）及び（2）から専攻分野を選択すること。第3希望まで選択することができる。

（1）文科系

- ① 文科系A：法学、政治学、教育学、社会学、文学、日本語学、その他
- ② 文科系B：経済学、経営学

（注1）「その他」の専攻を希望する場合、国立大学ではその専攻内容を勉学することができない等により進学することが困難な場合がある。

（注2）「その他」の専攻には文科系Bの「経済学」、「経営学」に関する専攻内容は含まれない。

（2）理科系

- ① 理科系A：理学系（数学、物理、化学）
電気電子系（電子工学、電気工学、情報工学）
機械系（機械工学、造船学）
土木建築系（土木工学、建築工学、環境工学）
化学系（応用化学、化学工学、工業化学、繊維工学）
その他（金属工学、鉱山学、商船学、生物工学）
- ② 理科系B：農学系（農学、農芸化学、農業化学、畜産学、獣医学、林学、食品学水産学）
：保健学系（保健学、看護学）、理学系（生物学）
- ③ 理学系C：医学、歯学、薬学

（注1）理科系で複数の専攻分野を希望する場合、同一の系列（理科系A、理科系B及び理科系C）の専攻分野の括弧内から選択して記入すること。ただし、理科系Cを第1希望として希望する者は専攻分野が限られているため、第2希望として理科系B又はCから、第3希望として理科系Bから選択することができる。

(注2) 医師、看護師、薬剤師、歯科医師及び獣医師の資格を取得するための課程を有する学部（特に医学部）は、他の学部比べて留学生を受け入れる人数が少ないので、これらの学部のみを進学先として希望した場合には、受け入れ先が見つからない可能性がある点にも注意すること。

2. 応募者の資格及び条件

- (1) 台湾籍を有する者。ただし、申請時に日本国籍を有する者は、募集の対象とはならない。
- (2) 2002年4月2日から2007年4月1日までの間に出生した者。
- (3) 学校教育における12年の課程を修了した者又は高等学校に対応する学校の課程を修了した者。（2024年9月までにこの条件を満たす見込みの確実な者を含む。）

※注意：台湾での大学入学資格を持つ者であっても、日本の大学入学資格があるとは言えないため、自身の学歴（五年制専門学校等）が、日本の大学を受験できる条件となっているか事前に進学を希望する日本の大学に確認すること。

- (4) 積極的に日本語を学習しようとする意欲のあるもの。日本について関心があり、渡日後も進んで日本に対する理解を深めようとする意欲があること。また、原則として日本語で大学教育を受けようとする者。
- (5) 2024年10月に渡日し、留学を開始することのできる者。
- (6) 心身ともに健康で、大学における学業に支障がない者。
- (7) 渡日時に「留学」の査証を必ず取得していること。また、採用された者が、例外的に、採用前に「留学」以外の在留資格で日本に在留し日本国内で資格変更する場合は、奨学金支給開始予定月の前月末日までに在留資格を「留学」とする必要があるので留意すること。（本邦入国後在留資格を「留学」以外に変更した者についても、在留資格変更時点で協会奨学金留学生としての資格を喪失するので留意すること。）
- (8) 下記①～③に掲げる者については、本制度による奨学金の支給対象外となるので注意すること。なお、採用後に下記①～③が判明した場合は本制度による奨学金を辞退すること。（奨学金の取消になる場合もある。）
 - ①奨学金支給開始時において現役軍人又は軍属である者。
 - ②本制度による奨学金と重複し、協会以外の機関（台湾の機関を含む）から奨学金等を受給する（している）者。
 - ③在留資格「留学」で日本の大学等に在学している者及び台湾での申請時から奨学金支給開始前までに私費外国人留学生として本邦大学等に在学又は在学予定の者。ただし、現在日本に留学中の私費外国人留学生であっても、2023年度内に修了し帰台することが確実な者についてはこの限りではない。

3. 奨学金支給期間

2024年10月から2029年3月までの4年6か月間（渡日直後から6ヶ月間の日本語等予備教育を含む。）とする。ただし、医学、歯学、獣医学又は6年制の薬学専攻の者は、2031年3月までの6年6か月間とする。

4. 奨学金等支給内容

(1) 奨学金：

2023年度は月額117,000円（特定の地域において修学・研究する者に対し、月額2,000円又は3,000円を月額単価に加算。なお、予算の状況により各年度で金額が変更となる場合がある。）を支給。ただし、大学又は日本語等予備教育機関を休学又は長期に欠席した場合、当該月の奨学金は支給しない。

(2) 旅費：

①渡日旅費：

原則、台北（松山）→東京（羽田）のエコノミークラス航空券を支給。

②帰台旅費：

奨学金支給期間満了者で、且つ、所定の期日までに帰台する者について、東京又は留学先の大学等が通常の経路で使用する国際空港→台北（松山・桃園）、台中、台南又は高雄間のエコノミークラス航空券を支給。

※ 帰台旅費は台北（松山・桃園）、台中、台南及び高雄便とも直行便に限定。また、奨学金支給期間中の一時帰台の場合には支給しない。

(3) 授業料等：

留学先の国立大学、日本語等予備教育機関等に在籍するために必要な経費で留学生本人が納入した額を、本人の申請に基づいて支給。（自治会費、校友会費、学会費、保険料、書籍、消耗品、学内規定にない経費等は支給対象外）

但し、入学金及び入学検定料については、本奨学金留学期間中1回のみ支給する。また、日本政府の定める国立大学の授業料、入学料および検定料の標準額を超過する金額については、予算の範囲内で支給する扱いとなっているので、支給されない場合がある。

（参考）文部科学省令に定める国立大学学部学生の授業料、入学料及び検定料の標準額

(イ) 授業料：535,800円 ※年額

(ロ) 入学金：282,000円

(ハ) 入学検定料：17,000円

5. 選考方法

- (1) 本奨学金留学生選考試験は一次試験及び二次試験から構成される。
- (2) 一次試験は、2023年11月12日(日)に台湾(台北)で実施される「2023年度日本留学試験(第2回)」(独立行政法人日本学生支援機構主催／(財)言語訓練測驗中心協力)を利用する。
- (3) 一次試験の選考に必要な科目は次のとおり。すべて日本語で受験すること。
 - ①文科系は日本語、総合科目及び数学Ⅰの3科目を全員が必ず受験すること。
 - ②理科系は日本語、数学Ⅱ及び物理・化学・生物のうち2科目(選択)の4科目を全員が必ず受験すること。ただし、物理・化学・生物については、専攻分野に応じて、理科系Aは物理・化学を、理科系B及びCは化学・生物を受験すること。
- (4) 一次選考は各科目の偏差値を算出し、3科目の偏差値合計の上位者を一次試験合格者とする。なお、偏差値の算出に用いる平均点及び標準偏差は、本募集に応募した受験者を母集団として算出する。(日本学生支援機構の通知する平均点及び標準偏差とは異なる。)
- (5) 一次試験合格発表は、2024年1月末までに受験番号(6.(3)参照)を協会台北事務所ホームページに掲載する。
なお、二次試験(面接試験)の日時(2024年5月頃予定)及び出願に必要な手続き等については、一次試験合格者に対し郵送等にて連絡する。
- (6) 二次試験は、面接試験を日本語で行う。ただし、必要に応じて中国語で面接を実施することもある。
- (7) 二次試験の可否は、受験者の一次試験の成績及び二次試験当日に協会が実施する面接試験の評価を総合的に判断して決定する。
- (8) 二次試験合格者の発表は、受験番号を協会ホームページに掲載する。(2024年6月頃予定)
- (9) 二次試験合格者には、渡日までの諸手続き及び注意点等について郵送等にて連絡する。
- (10) 留学先の国立大学は、合格者本人の希望、申請書に記載した希望専攻分野、本選考試験の面接の内容・結果及び大学の収容力等を総合的に考慮の上、協会が関係機関と協議して進学する国立大学を決定する。なお、進学先は本人の希望する大学とは限らず、この決定に対する異議の申立ては認めない。
- (11) 進学する国立大学の決定時期は国立大学によって異なる。また、進学を希望する国立大学によっては独自の学力試験・面接審査等を実施する場合があるため、留学する国立大学が決定するのは渡日後の11月～3月上旬になるので留意すること。(試験に不合格だった場合は進学を希望する国立大学には進学できない。)

6. 申請方法

- (1) 受験希望者は、必ず2023年11月12日（日）に台湾（台北）において行われる「2023年度日本留学試験（第2回）」（一次試験）の受験申し込みを行うこと。同試験を受験しなかった場合は、本奨学金への応募資格を失うので注意すること。

申込先：（財）言語訓練測驗中心（<http://www.lttc.ntu.edu.tw/>）

申込期間：2023年7月3日（月）～2023年7月28日（金）

- (2) 次に、「2024年度公益財団法人日本台湾交流協会日本奨学金(學部留學生)初試報名表」に必要事項を漏れなく記入し、以下の受付期間内（当日消印有効）に協会台北事務所宛に「書留」で郵送する。その際、申請書の「切り取り線」以下を封書の表に貼付して郵送する。

一次申請書受付期間：2023年11月13日（月）～2023年11月24日（金）

なお、同申請書は協会ホームページ（下記URL）からダウンロードすること。（<https://www.koryu.or.jp/business/scholarship/longterm/>）

- (3) 一次申請書受理後、奨学金試験番号（日本留学試験の受験番号とは異なるので注意すること）をメールにて通知する。12月18日（月）までに奨学金試験番号の通知が届かなかった場合、12月18日（月）から22日（金）の間に、協会まで問い合わせの上、奨学金試験番号を確認すること。（問い合わせ先については、「10. 提出・問い合わせ先」を参照。）
- (4) 一次試験合格後の二次試験手続きについては、5.（5）を参照。

7. 大学進学前の予備教育

- (1) 本奨学金に採用された者は、最初の6ヶ月（2024年10月～2025年3月）の間、協会が指定する日本語等予備教育機関に入学し、大学進学のための日本語教育その他の予備教育を受ける。授業の内容は、日本語教育を中心として日本事情、数学、英語、及び文科系は社会、理科系は物理・化学・生物等である。予備教育機関において所定の課程の修了が不可能と判断された場合は、大学への進学はできないので注意すること。（修了が不可能と判断された時点で帰台することとなる。）
- (2) 文科系及び理科系相互間の専攻分野の変更は認めない。
- (3) 予備教育機関において定められた必修科目は、留学生が既に日本以外の国の大学で履修したものであっても、重ねて履修しなければならない。

8. 大学教育等

- (1) 予備教育を修了した者は、協会が指定する国立大学に進学する。
- (2) 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- (3) 授業は原則、日本語で行われる。

- (4) 進学する国立大学に所定年数以上在学し、その在学する大学の定める単位を修得した者には、その専攻分野に従い学士の学位が与えられる。
- (5) 国立大学へ進学後、学部・学科等の変更は原則認めない。

9. 注意事項

- (1) 次の場合には、奨学金の支給を取りやめる。また、これらに該当するにもかかわらず奨学金を受給した場合、該当する期間に係る奨学金の返納を命じることがある。
 - ① 申請内容に虚偽のあることが判明したとき。
 - ② 協会への誓約事項に違反したとき。
 - ③ 日本の法令等に違反したとき。
 - ④ 大学又は日本語等予備教育機関において退学等の懲戒処分を受けたとき、あるいは除籍となったとき。
 - ⑤ 学業成績不良や停学等により標準修業年限内での卒業（又は修了）が不可能であることが確定したとき。入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
 - ⑥ 他の奨学金（使途が研究費として特定されているものを除く。）の支給を受けたとき。
- (2) 本募集は2023年度に募集を開始するが、2024年度予算の成立をもって実施されるものである。
- (3) 新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、選考方法、渡日時期等が変更となる場合がある。

10. 提出・問い合わせ先

公益財団法人日本交流協会台北事務所 広報文化部 長期奨学金担当
台北市慶城街28号（通泰商業大樓）
TEL：02-2713-8000 内線2414
FAX：02-2713-0541
E-mail：shogakukintaipei-k1@tp.koryu.or.jp

以上